

その他の取組

平成30年度調達改善計画		平成30年度年度末自己評価結果(対象期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
調達の適正性の向上 ・競争性のない随意契約をする際は、随意契約審査委員会において、随意契約にせざるを得ない理由を含めてその是非の審査を行うとともに、競争手続への移行を検討する。 ・随意契約については、価格交渉の内容を把握し、適正な価格となっているのか検証を行う。 ・特にシステム関連については、CIO補佐官による価格の妥当性等の検証を行う。 ・随意契約に係る情報の公表として、契約件名・相手方・契約金額等について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表し、透明性の確保を図る。	継続	○	・随意契約審査委員会を7回開催し、競争性のない随意契約21件、企画競争による随意契約1件、公募による随意契約5件を審査し、競争性のない随意契約1件を公募による随意契約に移行した。 ・競争性のない随意契約案件及び公募による随意契約案件17件について、価格交渉を行い7件で値引きが行われ、当初提示額から4,987千円(1.27%)が削減された。 ・情報システム関連については、少額随意契約を含む44件について、CIO補佐官による仕様書及び価格の妥当性の検証を行った。	・会計担当において随意契約を希望する案件について事前の審査を行い、仕様書の見直し等により一般競争が可能と判断されるものについては、一般競争への転換を行っている。
総合評価落札方式への対応 ・情報システム開発、調査、研究、広報等の調達において技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式を採用し、事前に適正な評価項目となっているか、価格点と技術点の割合の適正の可否を会計担当で審査し、事業者からの提案書提出後に技術提案内容の履行の確保等を技術審査会で検証する。	継続	-	-	-
汎用的な物品・役務 ・汎用的な消耗品(OA消耗品、コピー用紙等)の調達や役務契約(速記等)については、共同調達を行う。	継続	○	-	・内閣府及び財務省を幹事官庁とする共同調達に参加した結果、単独調達時と比較して単価の縮減がみられた。
人材の育成 ・内閣府で実施される会計実務研修に積極的に参加し、職員のスキルアップを図る。	継続	○	・新任職員を中心に内閣府や財務省が実施する会計実務研修等に延べ8名が参加した。	・内閣府や財務省が実施する会計実務研修等に参加することにより、職員のスキルアップが図られた。
外部有識者による個別調達案件の点検 ・各調達案件について、入札等監視委員会の外部有識者による契約の競争性、公正性等の事後チェックを行う。	継続	○	・入札等監視委員会を2回実施し、14件について審査を行った。	-
市場価格調査の実施 ・適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を積極的に実施し、複数者から見積書を徴取するとともに過去に調達した類似事例等を参考にし、適正な予定価格の設定を行う。	継続	○	・適正な予定価格を設定することにより、低価格入札案件が平成29年度の72件中13件(18.1%)から平成30年度87件中8件(9.2%)と5件(8.9%)減少した。	・適正な価格での契約に向けて、一般競争に付す全ての役務契約の調達において市場価格調査を実施し、複数者から見積金額を参考にできた。 ・過去に調達を行った類似案件で取得した見積書等も参考にし、適正な予定価格の設定が図れた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【竹内啓博・公認会計士】 意見聴取日【令和元年6月27日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 指針を踏まえて特に改善に取り組む事項 一者応札改善のため、実施していたアンケート調査を継続しつつも実際には回答率が低いことを踏まえ、担当課において、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に出席した結果、応札を断念した事業者に対してヒアリングを実施することにつきまして、御意見をお聞かせ願います。</p> <p>○ 調達改善に向けた審査・管理の充実 一者応札改善への取組を行っていくため、事前連絡として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施し、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を行う際には、改善策への取組の検討を行うこと、備品等の購入に当たっては、事業者からの見積書徴収のほか、インターネットを活用して価格の比較を行うことにつきまして、御意見をお聞かせ願います。</p> <p>○ その他の取組について御意見を願います。</p>	<p>○ 仕様書受取又は説明会出席事業者で応札を断念した事業者に対しては、辞退理由及び参加可能となるための改善事項をヒアリング又はアンケート方式で回答いただくことで一者応札の原因と今後の改善の方向性が示されることがあるため、できる限り回答率を向上させていただきたい。</p> <p>○ 結果的に一者応札にならざるを得なかった調達案件についても、契約業者からの見積価格のみを根拠に予定価格が作成されないよう落札事業者以外からの情報入手と価格比較が行えるよう努めていただきたい。</p>	<p>○ 一者応札であった場合には、開札後速やかに担当課に対して入札説明書交付事業者の情報を提供するとともに、ヒアリングの実施を指示、具体的な内容を報告させることし、回答率の向上を目指します。</p> <p>○ 予定価格の算定に当たっては、複数事業者から価格情報入手するよう努めます。</p>